

給与支払報告書（総括表）記入例

給与の支払期間

令和 6 年 1 月分から 12 月分まで

給与支払者の法人番号又は個人番号

9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3

フリガナ

ヒメジトクチョウ

給与支払者の名称又は氏名

姫路 tokuchou 株式会社

同上の所在地

〒670 - 9999
兵庫県 姫路市 明石1丁目1番 20号
「所在地・名称」修正の場合は、二重線で消して赤字で訂正

特別徴収関係書類の送付先

〒
記載された住所とは別の所在地へ送付先のみ変更したい場合に記入
(修正の場合は二重線で消して赤字で訂正)
※ 送付先の新規設定・変更がある場合のみ記入

フリガナ

ヒメジ ハナタロウ

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名

姫路 花太郎

連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号

所 属 課・係 名
氏 名
ヒメジ ハナコ
人事課 経理係 姫路 花子
電話番号 079 - 221 - 9999

関与税理士等の氏名及び電話番号

氏 名
姫路 税太郎
電話番号 079 - 999 - 9999

法人の方は、13ケタの法人番号を、個人事業主の方は、左側を1文字空けて12ケタの個人番号を記入

(右詰めで記載してください)

令和7年1月1日現在の給与受給者総人数(他の市町村の従業員分も含み、退職者は含まない)を記入

令和7年1月1日現在、姫路市在住の特別徴収の方の人数を記入

令和7年1月1日現在、姫路市在住の普通徴収切替理由書に該当する方の内、退職者の人数を記入

令和7年1月1日現在、姫路市在住の普通徴収切替理由書に該当する方の内、退職者以外的人数を記入

住民税(市民税・県民税)の特別徴収納入書について「1. 必要」、「2. 不要」の該当する方を「○」で囲む
※特別徴収対象の方が0名の場合であっても、今後特別徴収対象者が現れた際に納入書が必要であれば、「1. 必要」を「○」で囲む

(休業・廃業の場合)
休業・廃業の場合は、その旨(例: 令和6年12月末廃業)を記入

事業種目

製造業

受給者総人員
(1月1日時点での在職者総人員)

8 人

特別徴収対象者
(給与徴収)

7 人

普通徴収対象者
(退職者)

2 人

普通徴収対象者
(退職者を除く)
注1

1 人

報告人員の合計

10 人

住民税特別徴収納入書の送付

1. 必要

2. 不要

給与の支払方法及びその期日

月給 25日

備 考

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）記入例

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	2 人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方 ※休職者注 を含む	1 人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収される方（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		3 人

注 休職者については、給与支払報告書を提出した年の6月に休職予定の方で特別徴収できない方が対象となります。

姫路市では、「給与支払報告書（個人別明細書）」において、普通徴収希望が確認できるもの」で、給与支払額が100万円以下のものについては、普通徴収として扱います。

総括表の「普通徴収対象者（退職者）」欄と「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人数の合計と普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の「普通徴収合計人数」欄の人数は一致するように記入

※兵庫県内のすべての市町において、普通徴収への切替理由書は上記の「a～d」の4理由に統一されました。
普通徴収への切替理由の統一については、兵庫県市町振興課（電話：078-362-3099）まで

給与所得者異動届出書の提出等について

1. 退職・休職等の理由により、従業員の方に給与を支給しなくなった場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください。
なお、給与所得者異動届出書については、姫路市ホームページからもダウンロード可能となっておりますので、詳細については裏面のお問い合わせ先までお願いします。
現在特別徴収の対象でない場合でも、給与支払報告書を特別徴収として提出された従業員の方が上記理由となった場合は、給与所得者異動届出書の提出をお願いします。
2. 姫路市においては、給与所得者異動届出書を受理し、「各月15日までに処理した分を翌月初旬」に、「16日から月末までに処理した分を翌月中旬」に通知するようになっておりますのでご了承ください。
(給与所得者異動届出書提出から、姫路市の税額変更等の通知書類が届くまでに、約1か月を要します。)
3. 給与支払報告書を特別徴収として提出された従業員の方であっても、退職等の理由により令和6年度課税について給与所得者異動届出書を提出し、10月以降の税額まで徴収済として普通徴収へ変更された方については、原則普通徴収として処理されます。

(※退職等の理由により、令和6年10月以降の税額まで徴収済として普通徴収に変更された方について、令和7年6月以降を「特別徴収」とする場合は、お手数ですが「特別徴収への切替依頼書」を令和7年4月初旬までに提出していただきますようお願いいたします。)

裏面あり

【給与支払報告書(総括表)について】

1. 姫路市へ提出の際には税務署より送付の総括表にかえて、同封の総括表を使用してください。
2. 総括表に、給与支払報告書(個人別明細書)を添えて提出してください。
3. 名称・所在地・送付先等に変更があったときは赤字で訂正してください。
4. 姫路市への報告人員がない場合については、報告人員の合計欄に「0人」と記入のうえ、提出をお願いします。

※ 電話でのお問い合わせ時は、総括表の上部に記載されている「指定番号」をお伝えください。

